

(3) 東京都中野区（区保健福祉部福祉推進分野犯罪被害者等相談支援窓口）

財政規模が少ない中で他の関連部署と連携し実施している取り組みと、保健師、精神保健福祉士等専門資格を有する職員の専門性を活かした支援を行っている。また、相談初期段階の聞き取り項目としてカルテ・アセスメントシートの整備を検討しており、専門相談員以外の職員でも相談対応が可能となる取り組みに今後が期待される。

■犯罪被害者等施策に取り組んだ背景及び経緯

【取組の経緯】

平成 19 年 6 月の区議会で犯罪被害遺族である議員から被害者支援窓口についての質問が出されたのを機に、同年 9 月、庁内に支援機関設置検討会を設置し検討を開始した。その後、区内警察署、被害者支援都民センター、すでに行政として犯罪被害専門相談窓口を開設している杉並区等への取材及び情報収集を経て、平成 20 年 3 月、区内外の関係機関へ「犯罪被害者等への支援に関するアンケート調査」を行い、平成 20 年 4 月に相談窓口を設置した。

中野区では相談職員が保健師、精神保健福祉士の資格を持ち、また、専門相談員（非常勤）については社会福祉士の資格と、犯罪被害者等民間支援団体での支援経験を有しており、経験から得た知識と専門資格を活かした、きめ細やかで生活に密着した支援を受ける事が出来る。

【窓口設置後の主な取組】

- ・庁内外の関係作り：近隣病院に犯罪被害直後等緊急時の受け入れ、カウンセリング等を、依頼するなど、庁内外へ支援協力のための関係作りを行っている。
- ・職員研修：平成 20 年度より区職員を対象とし、被害に遭われた当事者のお話を伺うなど、二次的被害を防止すること等を目的とした研修を実施している。
- ・広報啓発：区報や区ホームページに窓口設置のお知らせを掲載、パンフレットを作成するなど、窓口の周知の為に広報を行っている。また、区民向けの啓発事業として講演会を実施している。

【相談等実績】

平成 20 年度の相談件数は 75 件だった。おもな被害内容として詐欺、暴行・傷害が多かった。精神的ケアやカウンセリングについての相談が最も多く、付添支援については 1 名に対応した。

■犯罪被害者等相談支援窓口

【体制】

- ・職員の体制

専門相談員（非常勤）：精神保健福祉士・社会福祉士

犯罪被害者等民間支援団体での支援経験がある。

相談員（常勤・兼任）：保健師・精神保健福祉士

【犯罪被害者等相談支援窓口】

- ・専用の窓口を設け、来訪相談、電話相談等をプライバシーが確保された個室の相談室で対応している。



受付カウンターとパンフレットの設置状況

受付には「犯罪被害者等支援」と表示されており、窓口の横には犯罪被害者等支援窓口のチラシを設置。



相談室の様子

相談の際には専用で使用出来る相談室を設置。

【他部署や機関との連携】

- ・相談内容に応じて適切な情報交換を行い、手続き等を迅速に行えるよう庁内関係部署や関連機関等への連絡・調整を行う。また必要に応じて、警察署や裁判所、病院等への付き添い支援を行っている

■人材の育成と相談対応の工夫

- ・平成 20 年 7 月、平成 21 年 6 月に犯罪被害者支援都民センター職員、自助グループメンバー等を講師とした区職員研修を実施した。平成 21 年度の研修では犯罪被害事例に基づくグループワークも行い、犯罪被害者支援への理解を深めるとともに、二次的被害の防止に繋げた。
- ・また、初期相談時は相談員以外の職員でも相談員と同様の対応が出来るよう、カルテ・アセスメントシートを整備するなど、相談対応可能な職員の人材育成を行う予定である。なお、カルテ・アセスメントシートは事例の検証から必要な支援の考察に有効的であり、継続的な支援に非常に役立つ資料として活用が期待できる。

■広報・啓発

【広報】

- ・区報特集を発行するなどして地域住民へ犯罪被害者等相談支援窓口の周知、また犯罪被害者等への理解を促した。



特集号（2009.5.5号）



窓口開設のお知らせ（2008.7.5号）

- ・犯罪被害者週間にちなみ、警察と共催で区役所 1 階ロビーに特設相談所を設けている。平成 20 年度は 4 名の相談を行った。相談所に立ち寄りチラシを持ち帰る来訪者もあり、相談窓口 P R の効果も得られている。

被害者を悩ます、いろいろな後遺症

精神的ショックが原因となり多くの人にもみられる症状例です。周囲の人は、理解し見守ることが大切です。

被害直後には…

- 受けた衝撃による感情や感覚の麻痺、放心状態（悲しい、楽しいなどの気持ちがおこらない、空っぽになる）
- ときどき、息が苦しい、手足が冷たくなる
- 理由もなく恐怖を感じる
- 被害の事実を認められない

犯罪被害という異常な体験がもたらす正常な反応からおこるものです。被害にあわれた方が異常になっただけではありません。

数ヶ月がたち…

- 人や社会への信頼感や安全感を失い、不安に悩まされる
- 自尊心を失い、自分自身を責めることがある
- 誰にも分かってくれない、孤立感を感じる（家族や被害者まで関係のよくなった友人とも、わかりあえないと感じる）
- 怒りやイライラをおさえることが難しく感じる

食事がとれない、眠れないなどの身体症状が長く続くようであれば医療機関を受診する必要があります。

さらに長い時間がたっても…

- PTSD（心的外傷後ストレス症候群）に悩まされる
- ① 過覚醒
神経過敏、不安、イライラ、寝ているのに眠れない
- ② フラッシュバック
突然事件の記憶がよみがえる、何度も被害時の夢を見る
- ③ 回避
被害の事は考えたくない、亡くなった人との思い出の場所にも近づかない

専門医の受診が必要ながあります。早めに出窓口へご相談ください。

【中野区犯罪被害者等相談支援窓口では】

中野区では、平成20年4月に犯罪被害者等相談支援窓口を設置しました。区内にお住まいの被害者やご家族からの相談を直接受け付けるほか、犯罪被害者やそのご家族の人格についての授業を、区内小中学校で行う支援も行っていきます。各種相談などにも協力しますので、お気軽にご連絡ください。



中野区役所6階5番窓口 月～金曜日 8:30～17:00（休日除く）
電話 03-3228-8757 FAX 03-3228-8716
E-mail fukusuisin@city.tokyo-nakano.lg.jp

犯罪被害者支援の歴史と主な事件

昭和42年	殺人被害者救済法制定
昭和49年	三層重工業ビル爆破事件
昭和56年	「犯罪被害者等給付金支給法」施行 →三層重工業ビル爆破事件を契機に犯罪被害者補償制度の確立を求めたのが始まりとされている
平成4年	犯罪被害者等給付金支給法（東京医科大学） →現在は「犯罪被害者支援センター」として、支援活動を行っている
平成7年	地下鉄サリン事件発生
平成9年	警視庁「被害者対策部」設置（被害者対策部）設置 →警視庁内における被害者にあられた方の対応窓口が示された
平成10年	神戸連続児童殺傷事件発生 全国犯罪被害者支援ネットワーク設立 →民間支援団体を支援する組織 現在、全国道県別に民間支援団体が設置されている
平成11年	和歌山山手線列車事件発生 池袋駅の襲撃事件、下関通り襲撃事件、横川女子大生 ストーカー殺人事件発生
平成12年	「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行 刑法「包蔵漏罪」改正（現行）
平成13年	→改正漏罪等がドライバーの犠牲になった被害者遺族 などが署名運動を開展し法改正の流れをつくる
平成16年	「犯罪被害者等給付金法」制定 「犯罪被害者等給付金法」制定
平成17年	→258もの具体的な施策が定められている 犯罪被害者週間（11月25日から12月1日）の設置

知ってほしい「犯罪被害者」の悩み 法律 サポート



窓口 メール 電話 FAX 訪問

中野区役所6階5番窓口 月～金曜日 8:30～17:00（休日除く）
電話 03-3228-8757
FAX 03-3228-8716
E-mail fukusuisin@city.tokyo-nakano.lg.jp

中野区

犯罪被害者向けのパンフレット（表面）

中野区のサポート

ひとりで悩まず、ご相談ください。ともに考える支援の心がけています。

例えばこんな悩み…

- ストーカー被害の記憶から、恐怖で夜道を歩けない。
- 交通事故後から、食事や睡眠が不規則。巻き込まれてしまった。
- 家族が殺人事件に巻き込まれた。

相談

窓口では、プライバシーの守られた相談室でお話を伺います。電話、FAX、メールでも相談できます。相談員がご自宅へ訪問も可能です。

各種手続き

（付き添い先）警察署、検察庁、裁判所、法テラス、医療機関など

紹介・情報提供

お聞きした被害内容や悩みから、犯罪被害者等の支援に精通している機関の紹介や連絡調整をいたします。

（紹介先）警察庁犯罪被害者ホットライン／東京地方検察庁被害者ホットライン
法テラス被害者支援ダイヤル／犯罪被害者に対するPTSD等に精通している医療機関被害者支援センター等女性被害者に精通した相談機関 など

みんなに知ってほしい

回復の助けとなること

- そんな辛い思い、話にじっくり耳を傾ける
- お買い物など、現実的に困っていることのお手伝い
- 辛い思いの感情を、否定することなく受け止める
- 体調不良が長引く場合には、病院や相談機関を勧める

回復を妨げること

- 相談本位で事件の話を聞き出すこと
- 被害者自身の被害を非難する
- 知り合いや、報道関係者へ無責任なうわさ話をする
- 自分の感情を押し付け、助言すること

被害にあられた方、気持ちや考えに寄り添うことが大切です。しかし、そのような対応を心がけていても、不安定な状態を繰り返したり、思うように回復しないこともあります。そんなときは、お一人で抱え込まず、必要な助けを求めることも大切です。何より、周囲で支えることになった人自身も、ご自分の心身を守ることに努めてください。

犯罪被害は誰にでもおこりうる問題です。

中野区

刑法犯認知件数	交通事故発生件数	死傷者数
5042件 1日あたり、13件発生	983件 1日あたり、3件発生	1090人 1日あたり3人

全て、平成20年中野区内の数値
※警察庁ホームページより

知っていますか？ 犯罪被害者等基本法

第三条（基本理念）
「個人の尊厳とその権利にふさわしい迅速な保障を確保する権利」「被害者等が置かれている状況やその事情に応じた施策」「被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を適切に受けられることができるよう講ずること」

国や地方公共団体は、基本理念にのっとり施策を策定し実施する責務を負い、国民には犯罪被害者等の名誉や生活の平穏を害することのないよう十分配慮しこれらの施策に協力することが求められています。

同法に基づき様々な制度の整備がすすめられています

- 平成20年12月1日から施行
・被害者参加制度（犯罪被害者等が一定の要件で刑事裁判に参加）
・刑事手続の命令制度（刑事手続の進捗を被害者等が請求し、裁判所に反映させる制度）
・国選被害者参加弁護士制度（資力要件等の一定の要件を満たしている被害者等へ被害者参加弁護士の報酬及び費用を国が負担する制度）
- 平成20年12月15日から施行
・少年審判保護制度（一定の重大事件の被害者等から申し出があり、加害少年が12才以上でかつ健全な育成を妨げるおそれがないと家庭裁判所が認めた場合に利用できる）

犯罪被害者向けのパンフレット（裏面）

【講演会】

- ・区民向けの啓発事業として講演会を開催している。平成 20 年度は「被害後も住み慣れた地域で暮らし続けるために、私たちが出来ること」をテーマとし、少年犯罪ご遺族の声を直接聞く機会を作ること地域内での被害者等への支援の在り方等の理解を深めた。（参加者 50 名）平成 21 年度は東京都と共催により、「途切れのない支援のために」をテーマとして、あすの会の会員二人（少年犯罪被害者、通り魔殺人事件被害者）の講演と、ノンフィクションライターとの対談を交えた講演会を行った（参加者 340 名）。

【関係機関との連携による啓発事業】

- ・教育委員会と連携し区内小中学校での講演会（都の人権教育推進校）の実施を支援した。平成 20 年度は中学校 1 校、小学校 1 校で生徒・児童、保護者、他学校教職員を交え、命の尊さを訴えるとともに、犯罪被害者等への理解を深め、自分たちに出来る身近な支援について必要性を学ぶ機会を持つ事ができた。

※中学校

都民センター自助グループメンバーで交通犯罪被害者ご遺族のお話を伺った。

参加者：生徒 86 名、保護者 10 名、他学校教職員 20 名

※小学校

財団法人交通遺児育英会の寮生である 3 人の大学生にお話を伺った。

参加者：児童 76 名、保護者 12 名、他学校教職員 8 名

平成 21 年度は区内小中学校で被害者等の声を伺う講演会のほか、地域自主学习グループの活動支援を行っている。

【パネル展の開催】

- ・人権週間に併せ区が実施しているパネル展に参加した。犯罪被害者関連パネルの展示のほか窓口案内チラシ、各関係機関のリーフレット等を設置し、職員による来訪者への広報活動も行った。